

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎市消費者センターからの情報です。

配信日 平成28年4月16日

震災便乗商法に関するトラブル注意！

内容

平成28年熊本地震の被災者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、過去に自然災害が発生した際には、便乗した様々な詐欺商法が出現しました。今回も同様の事例が出てくる危険性があります。

慌てて契約せずに、不必要な契約はきっぱりと断りましょう。

<事例1>

「家の基礎が壊れている。詳しく見てあげる。」と訪問してきた業者が床下にもぐった後、「早急に補修工事をしないと大変なことになる」と言ったので、驚いて契約してしまいました。

<事例2>

「万が一に備えて、防災グッズセットを買いませんか。」と言って業者が訪問してきた。ホームセンターで買うよりも何十倍も高い価格を請求された。

<事例3>

「被災地への寄付金を集めています」と電話があったので、指定された口座に振り込んだが、実在しない団体だった。

<消費者センターからのアドバイス>

訪問販売、電話勧誘販売は契約書面を受け取った日を含む8日以内であればクーリング・オフ（無条件解除）ができます。

工事の契約は複数の業者から見積りを取るようにしましょう。

おかしいなと思ったときは、**すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口**にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月～金曜日)...午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

相談：市の消費生活センター

長崎市消費者センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-4222)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1111)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

他各町にも相談窓口があります